

文化庁を初めとする日本政府等に対して北鎌倉隧道が所在する尾根の文化財的価値の検証並びに安全対策に当たって適切な支援・助言・関与を求める意見書

北鎌倉隧道が所在する尾根については、鎌倉市は、安全対策の必要性から、急傾斜地崩壊防止工事について開削を含む工事方針をもって臨んできたところである。この工事に係る安全対策事業費についても既に鎌倉市議会においては、平成27年9月定例会において補正予算として賛成多数で可決されている。

しかしながら、この工事の前提として、補正予算に係る市議会に対する市側の説明では、北鎌倉隧道が所在する尾根については、「横須賀線の開通や隧道によって破壊されており、文化財的価値はない」旨を示してきたが、平成28年5月に文化庁は現地視察を実施し、文化庁記念物課長並びに主任調査官は、文化庁の見解として、当該尾根については、「国の重要文化財に指定されている円覚寺境内絵図に円覚寺の境界として描かれていることから、重要であり、文化財的価値がある」と示し、6月には再度、市長に対しても、文化庁記念物課長並びに主任調査官より同様の見解が伝えられた。

この文化庁の見解は、これまで市が市議会側に示してきた所見とは大きく相違するものであった。鎌倉市も、6月定例会の最中、神奈川県当局より開削を含む工事計画について同意を得たところであるが、文化庁の指摘を受けて工事は現在着工していない。また、市は一般質問等に対する答弁において、「文化庁の指摘を受けて、文化財専門委員会に外部の専門家を招き、文化財的価値を検討する」と答弁し、今後の工事についても、文化庁との協議によって、るる進めていく旨を示した。

以上のことから、今回の文化庁の「国の重要文化財に指定されている円覚寺境内絵図に円覚寺の境界として描かれていることから、重要であり、文化財的価値がある」という指摘・見解については、鎌倉市に大きな影響を与えたところである。また、文部科学省が所管する国際日本文化研究センター関係者が編集に参画した文献の円覚寺年表によれば、先述した円覚寺境内絵図の描かれた以降、大覚寺系門徒の放火によって全山が焼亡したとも示されており、当該尾根に係る検証については、高度な専門的調査に基づいた判断が必要であり、後世に残すべき必要の可能性のある我が国の文化財の扱いについては、このたび、文化庁の関与や

指摘もあったことから、鎌倉市や鎌倉市教育委員会の単独の判断だけで、もはや決定できるものではない。

よって、文化庁を初めとする国の機関や神奈川県など関係機関は、当該尾根の文化財的価値の検証を初め、工事の手法等のしかるべき対応については、鎌倉市並びに鎌倉市教育委員会に対して、必要な有形無形の支援・助言・関与を求め、鎌倉市議会として要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月30日

鎌 倉 市 議 会